

被災地域出身学生の皆さんへ

京都文教短期大学

東北地方太平洋沖地震等による被害に伴う授業料減免の特別措置について

東北地方太平洋沖地震等による被害に遭われた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
京都文教短期大学では、災害救助法適用地域出身で被害に遭われた学生に対し、経済的支援を行なうことを決定しました。申し出により授業料の減免の特別措置を下記の要領で行います。

下記の条件に合致する学生で、特別措置を希望する場合は、随時相談に応じますので、学生課までお申し出ください。

1. 対象地域

東北地方太平洋沖地震における災害救助法適用地域

2. 対象者

災害救助法適用地域において被災された世帯のうち、本学在学学生で、以下に該当する学生が対象です。

- (1) 災害によりご父母のいずれかが亡くなられた方。
- (2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方。
- (3) 災害によりご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (5) 災害により家計支持者の居住する家屋が消失した場合、又は損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方。(注)
- (6) その他災害により学資支弁が著しく困難となったと認められる方。

3. 特別措置の内容

在学学生：2011年度授業料、教育充実費の全額免除。

- (注) 家屋全壊・消失の場合は授業料、教育充実費の全額免除、
家屋半壊の場合は授業料、教育充実費の半額免除

新入学生：2011年度の入学金、授業料、教育充実費の全額免除

- (注) 家屋全壊・消失の場合は、入学金、授業料、教育充実費の全額免除、
家屋半壊は、入学金、授業料、教育充実費の半額免除

4. 必要書類

申請用紙を学生課でお渡しします。また、罹災証明書等の証明書が必要な場合があります。

(問い合わせ先)

京都文教短期大学 学生課

0774-25-2415

stu-aff@po.kbu.ac.jp